



きれいな水を犬鳴川に

下水道のはなし

【問い合わせ先】

〒823-0011 福岡県宮若市宮田29-1

宮若市 下水道課

TEL : 0949-32-3159



宮 若 市



目次

宮若市の下水道について

下水道ってどんなしくみ	2
下水道の役割	4
受益者負担金	6
下水道使用料	17
排水設備	18
水洗化の促進	20
下水道を正しく使いましょう	21



ゲンジボタル：低山地の里山等に生息し、幼虫は小川等の水中で生活する。成虫は6月頃に発生します。

宮若市の下水道について

宮若市の公共下水道は、宮田町及び若宮町の公共下水道事業を引き継いで行われます。

宮田町公共下水道事業は、平成13年に宮田公共下水道(約548haのうち約61haの事業認可)として事業を始めました。

また、若宮町公共下水道事業は、平成16年に若宮町特定環境保全公共下水道(約206haのうち約77haの事業認可)として事業を始めました。(注1)

そして今回、平成18年2月11日の宮若市の発足により、計画区域約754ha、事業認可を受けた地域約138haとして事業に着手しています。

市の下水道は、福岡県が整備する(遠賀川中流)流域下水道に接続し、直方市、小竹町、宮若市にまたがり広域的に下水(汚水・雑排水)を集め、直方市植木の遠賀川中流浄化センターで処理し、きれいな水として遠賀川に帰します。



下水道計画の概要

概要	宮田町	若宮町	宮若市
名称	公共下水道	特定環境保全公共下水道	公共下水道・特定環境保全公共下水道
目標年次	平成37年	平成37年	平成37年
計画区域	約568.6ha	約185.4ha	約754ha
認可区域	約197.3ha	約77ha	約274ha
排除方式※	分流式	分流式	分流式
計画人口	17600人	4900人	22500人
計画人口	17600人	4900人	22500人

※排除方式の分流式とは、汚水と雨水とを別々の管路系統で排除する方式です。

(注1) 特定環境保全公共下水道とは、都市計画区域外で実施される下水道の名称で、旧宮田町では都市計画区域での事業ということで、公共下水道の名称を使っています。

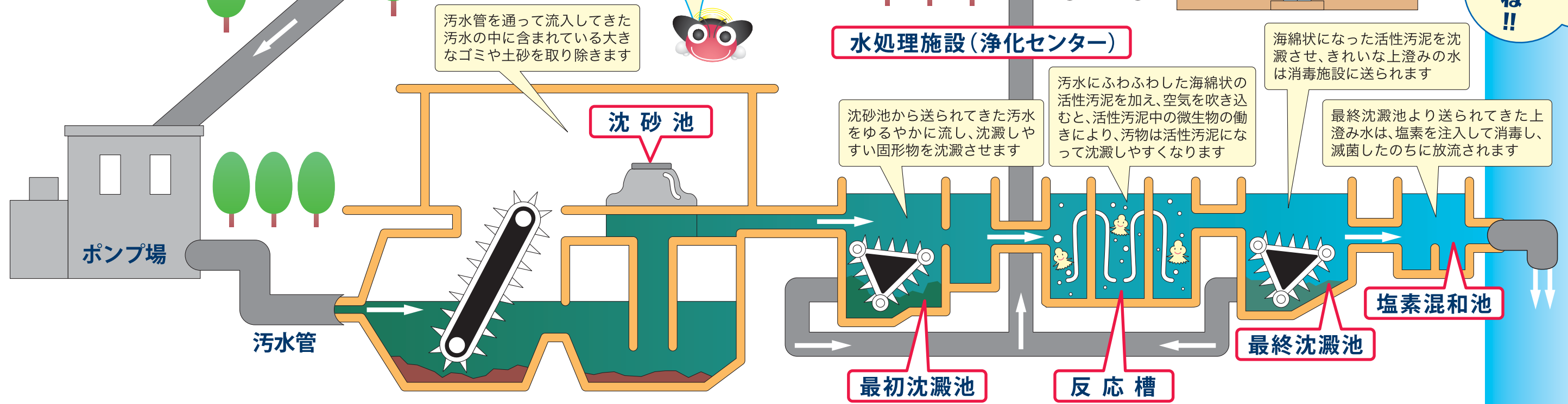
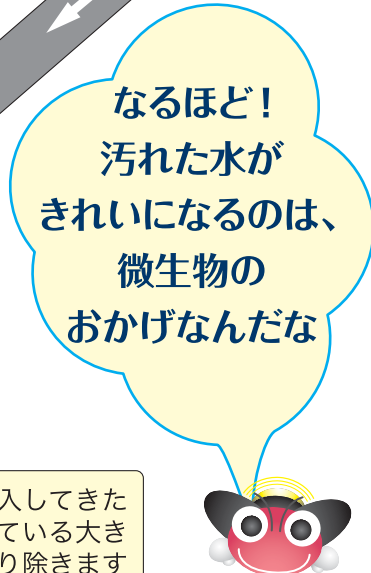
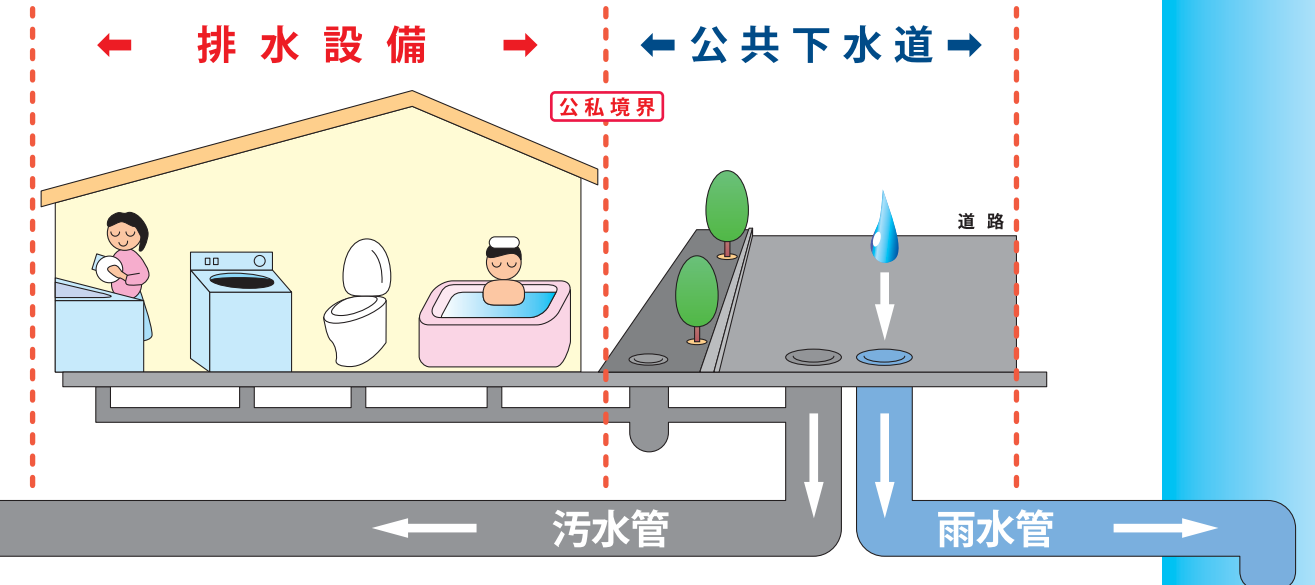


下水道ってどんなしくみ

宮若市では、汚水と雨水をそれぞれ別々の系統の下水管で排除する「分流式」を採用しています。

汚水は、汚水管を通過して水処理施設(浄化センター)に集められ、微生物などを使ってきれいな水にしてから川や海に放流されます。

雨水は、家庭の排水溝や側溝から雨水管を通過してそのまま川や海に流れていきます。

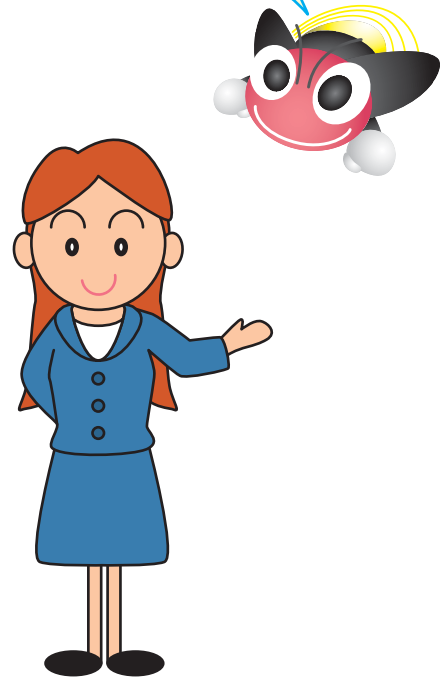




下水道の役割

下水道の普及で快適なまちに

下水道の役割ってなに？

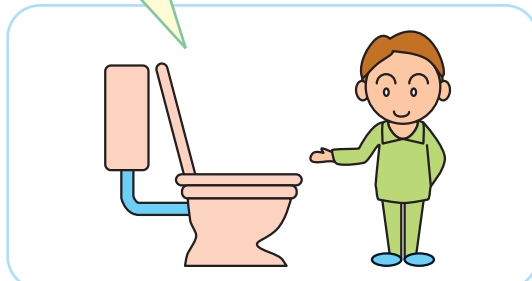


清潔で住みよい生活
環境のまちになります



家庭の台所や風呂場から排水が側溝等に流れなくなり、悪臭や蚊やハエの発生源がなくなり、清潔で快適なまちになります。

快適な水洗トイレが使えます



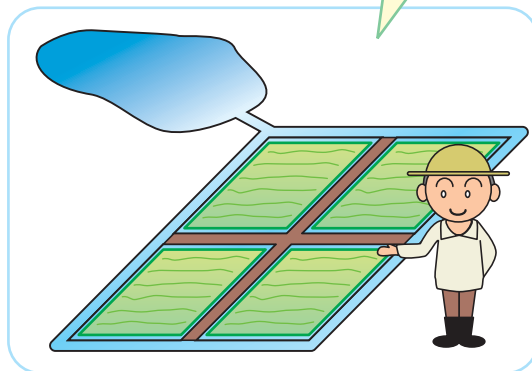
悪臭のないさわやかな水洗トイレが使えるようになります。また子供もお年寄りも安心して使えます。

海や川がきれいになります



家庭や工場から出る汚水は、汚水管で浄化センターに集められ、きれいにしてから川や海に流されます。

溜池や用水の水が
きれいな水になります



流域下水道

流域下水道とは、2つ以上の市町村の区域から排出される汚水を合同で排除、処理する下水道で、宮若市は直方市、小竹町2市1町で構成される「遠賀川中流流域下水道」の団体です。主な幹線管きょや中継ポンプ場、浄化センターの建設や管理は原則として福岡県が行います。

●流域関連公共下水道

流域下水道に接続するために、宮若市、直方市、小竹町のそれぞれの市町で整備する下水道を、流域関連公共下水道といいます。

宮若市の場合、福岡県が整備する流域幹線が流域下水道にあたり、それ以外の下水管は、流域関連公共下水道として宮若市が整備を行います。

流域下水道の特徴

水質の保全

市町村の境界にとらわれず、流域内の下水道を一体的に整備し、水質環境基準を達成するために、もっとも効果的な地点へ放流することで、海や川、湖の水質保全をはかることができます。

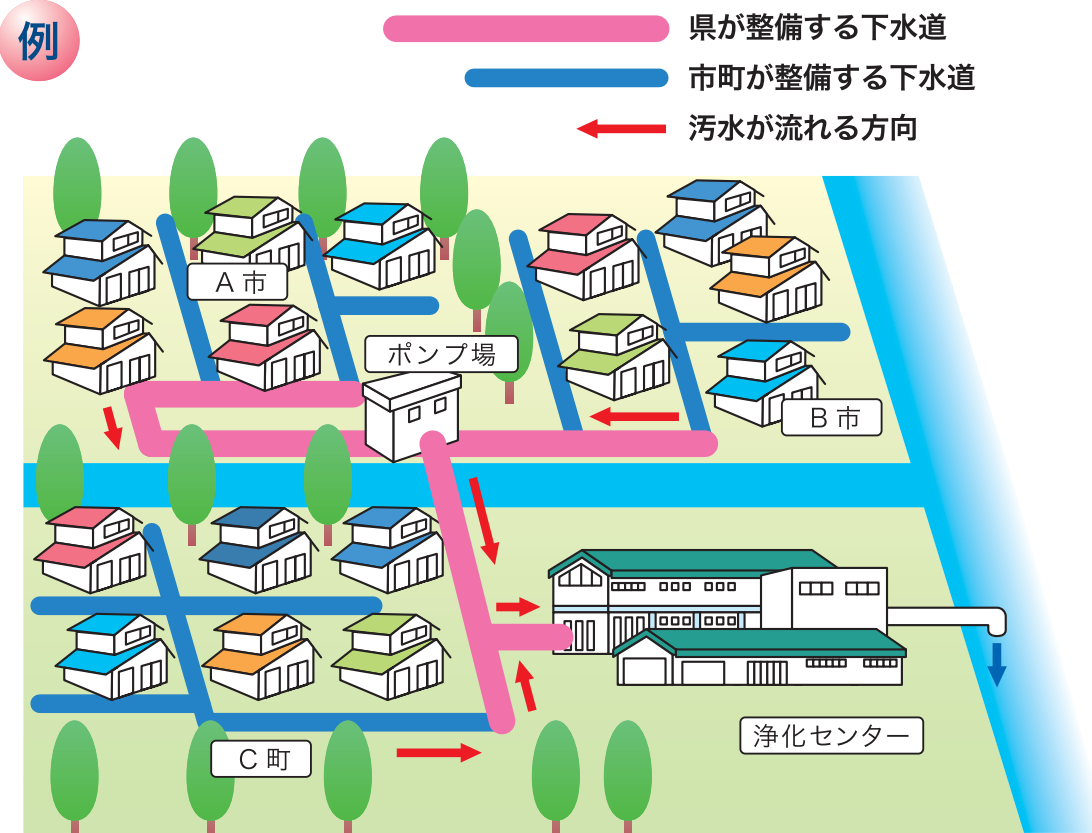
経費の削減

浄化センターを合同で一箇所につくることで、建設費、維持管理費、用地費の節減ができます。

処理の安定化

広い範囲から汚水を集めるので、汚水の量が一定化し、浄化センターからの処理水質が安定します。

例



下水道処理区のみなさんをお願いする経済的な負担

※下水道処理区とは、下水道が使用可能な区域です。



受益者負担金

受益者(分担)負担金・・・500円/m²

公共下水道の整備は、公共水域の保全や明るく住み良い文化的な生活を営むうえで、欠くことの出来ない重要な施設です。

下水道が整備された区域は、トイレの水洗化及び台所や浴室などからの生活雑排水が衛生的に処理され、生活環境の利便性・快適性が向上します。

しかし、下水道の整備には多額の資金が必要で、この財源内訳は国や県の補助金、地方債(国からの長期貸付資金)、市費(市税)であり、下水道の整備費用を市全体の公費(市税)でまかなうとすると、下水道が利用出来ない区域の方にも負担させることになり、税負担の公平性を欠くこととなります。

そこで、下水道が使用できるようになった方に対し、税の公平性を保つために、建設費の一部を負担していただきます。(都市計画法第75条・地方自治法第224条)

また、受益者(分担)負担金額は、税金とは異なりそれぞれの土地に対して一度だけ負担していただくもので、下水道が使えるようになった区域を対象に毎年順次賦課していきます。

受益者負担金額は、土地の面積に負担金単価を乗じて算出し、納付方法としては年間4期5年20期の分割納付と一括納付を選択していただけるようにしています。(65歳以上の世帯は、申請により分割年数を7年28期にできます。)

一括納付を選択された受益者には、報奨金制度を適用し報奨金を差し引いた額を納付していただくこととなります。

また、受益者負担金の猶予基準及び減免基準は、14、15、16頁のようになっています。

負担金が賦課される根拠

下水道は、街路や公園と同じく、都市計画事業として施行されます。

そこで、都市計画法第75条(地方自治法第224条)の規定に基づき定められた「宮若都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」により、下水道事業区域内の受益者の方々に事業費の一部を負担していただく制度が受益者負担金です。

負担の対象となる土地

負担金を納めていただく区域は、排水区域の地形によって区分された地域が公告されます。

この公告された区域内にあるすべての土地は、所有者(個人、法人、官公庁等)又は、土地の使用状態(宅地、田畑、私道、神社、学校等)による区別なしに負担金を納めていただく対象地となります。ただし、実状により猶予又は減免等の措置があります。

●負担金は、なぜ土地の面積にかかるの？

負担金は、下水道施設の整備により利益を受けるみなさんから工事費の一部を負担していただき、これを財源の一部に充当しながら事業を推進していこうとするものです。

公共下水道によって受ける利益は、生活環境が整備され公衆衛生が向上するなどの公益をもたらすことはもちろんですが、下水道が整備される区域では、下水道未整備地域と比較して土地の利用価値が高くなります。

一方、建物の面積、又は下水道の利用状況などを基準とすることは、これらの内容がいつ変化するとも限らず、長期的に不安定なものを基準として負担することとなり、逆に不公平な面がでてくることとなります。

したがって負担金の算定基準としては、現在の土地利用の状況と関係なく、**永久に変わることはない土地の面積に応じて、負担していただくことが、長期的にみて公平な方法となるわけです。**

負担金を納めていただく人

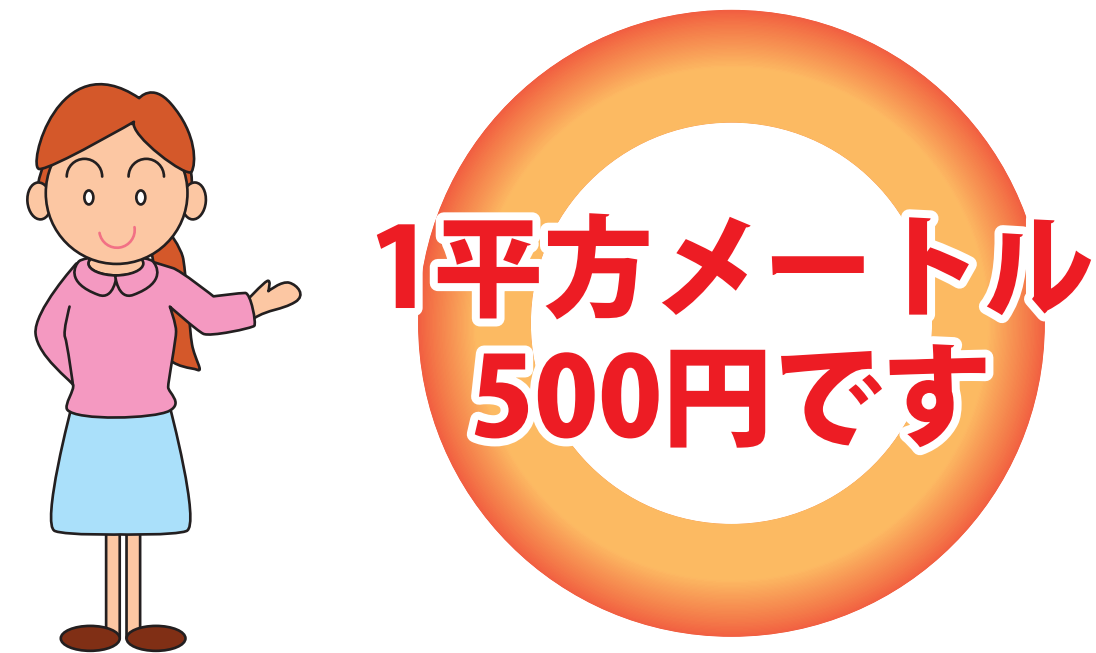
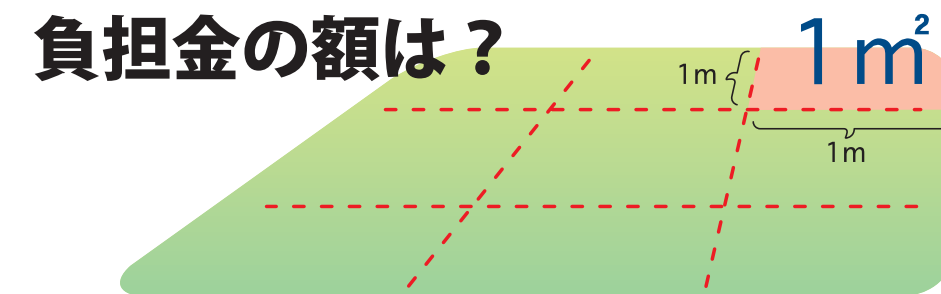
下水道が整備される区域内の全ての土地が負担の対象となり、その土地を所有している方が受益者となります。受益者負担金は、税金と異なりそれぞれの土地に対して一度だけ負担していただくものです。なお負担金は、下水道を使用するしないに関係なく、下水道が整備されれば納めていただくことになります。

■受益者負担金を納めていただく方(受益者)は

区分	自分の土地に家を持ち、そこに住んでいる場合	借家、アパート、間借等	借地の上に自分の家を建て、住んでいる場合
受益者	納める人・・・A	納める人・・・A	納める人・・・A又はB AとBと協議の上、決定
図解			
区分	借地にアパート等を建てている場合	空地	借地を使用している場合
受益者	納める人・・・A又はB AとBと協議の上、決定	納める人・・・A	納める人・・・A又はB AとBと協議の上、決定
図解			

負担金の額は

受益者のみなさんが負担する負担金の総額は、あなたが賦課区域内に所有する土地一筆ごとに1平方メートル当たり500円の単位負担額を乗じて算出した額の合計となります。



※徴収猶予基準、減免基準に関する詳細は14、15、16頁をご覧ください。

負担金の算出例

所有する土地が、1筆200㎡(約60坪)賦課区域内にある場合、次のようになります。

$$200\text{m}^2 \times 500\text{円} / \text{m}^2 = 100,000\text{円 (負担金総額)}$$

負担金の納付方法

負担金の納付方法は、負担金決定額を5年に分割し、さらに1年を4期に区分し、計20期で納付していただくこととなりますが、この方法を含めて次の3通りの方法があります。

- ① 5年(20期)分割納付 ※ 65歳以上の世帯は、申請により『7年(28期)分割納付』
- ② 各年度ごと(4期)一括納付 <納付期限は、各年度7月1日～7月31日>
- ③ 全期(20期)一括納付 <納付期限は、1年度目7月1日～7月31日>



20%も有利な 全期一括納付!

一括納付奨励金制度

負担金を納めるときに、前記の②及び③により一括納付をされる人には、次の一括納付報奨金が交付されます。

(納付のときに、報奨金を差し引いた金額で納めるようになります。)

- ②の年度ごと一括納付を選択すると各年度の負担金の総額に10%を乗じて得た額
- ③の全期一括納付をすると負担金の総額に20%を乗じて得た額

各納付方法による計算例

負担金が100,000円の場合は下記のようになります。

① 5年(20期)間で分割して納付をした場合

支払年度\期別	第1期	第2期	第3期	第4期
1年度目	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
2年度目	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
3年度目	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
4年度目	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
5年度目	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
納期	7月1日～ 7月31日	9月1日～ 9月30日	11月1日～ 11月30日	1月4日～ 1月31日

② 年度(4期)で一括して納付をした場合

支払年度(別)	計算方法(報奨金は100円未満切捨て)		
1年度目	負担金額 20,000円	報償金額 (20,000円×10%)	納付額 18,000円
2年度目～ 5年度目	負担金額 20,000円	報償金額 (20,000円×10%)	納付額 18,000円

負担金は各年度の第1期の納付期限までに納めることとなります。
※納期を過ぎて一括納付しても、報奨金は支給されませんのでご注意ください。

③ 全期(20期)で一括して納付をした場合

負担金額	報償金額	納付額
100,000円	(100,000円×20%)	80,000円

負担金は1年度目の第1期の納付期限までに納めることとなります。
※納期を過ぎて一括納付しても、報奨金は支給されませんのでご注意ください。

注意

全期一括納付又は年度一括納付をする場合は、必ず納付書を持参のうえ、指定金融機関等の窓口で納付していただくよう、お願いします。
口座振替はできませんのでご注意ください。

受益者負担の申告について

受益者の決定は、正確を期するために申告制度によって行います。

まず、当該年度の賦課対象区域内に土地を所有している方に、市から「下水道事業受益者申告書」をお送りしますので、よく確認のうえ、誤り等があれば訂正して、定められた期限までに下水道課へ提出してください。

受益者負担金の賦課は、この申告書をもとになされます。もし申告書の提出がない場合は、土地台帳等の公簿により、市長が認定し賦課されることになります。

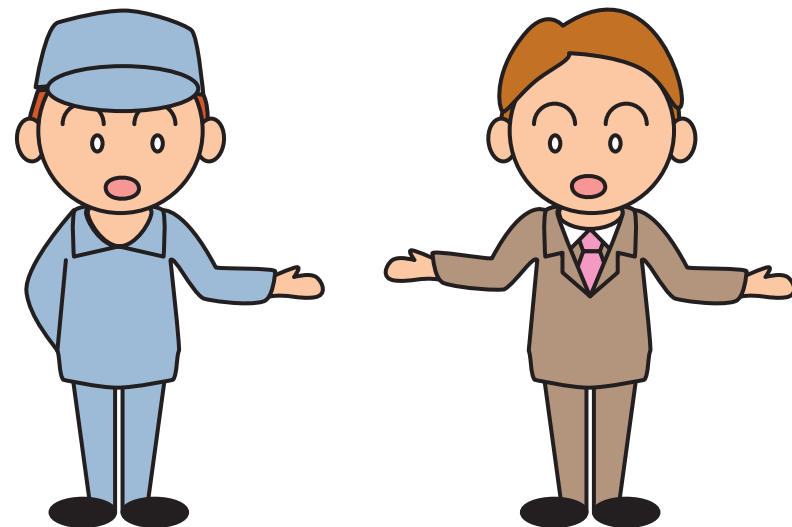
受益者負担金は、当該賦課年度の4月1日現在の土地所有者に賦課されます。申告書に記載された地積、地目等は、コンピューターによって抽出したのですが、この内容に誤り等がないかよく確認のうえ、次のように申告してください。

自分の土地を自分で使用している場合

本人が宮若市役所下水道課へ申告(提出)してください。

自分の土地に権利者(地上権者、質権者等)がいる場合

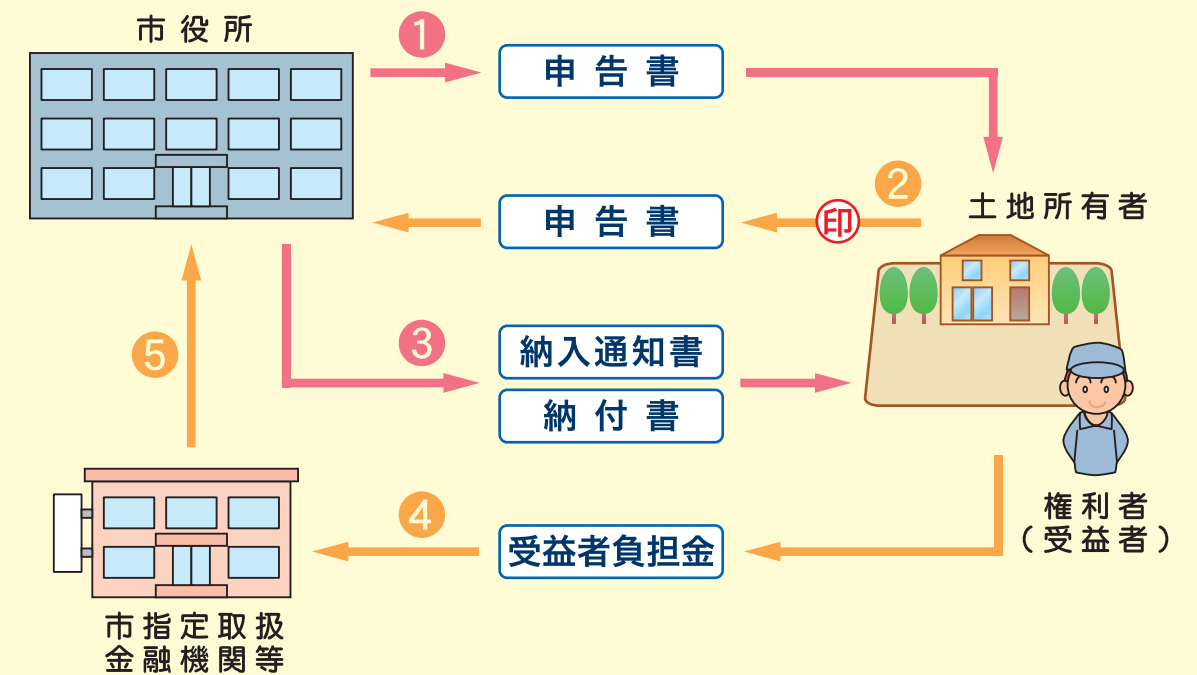
権利者と話し合い、どちらか受益者を決定し、連署押印のうえ、宮若市役所下水道課へ申告(提出)してください。



申告の発送から流れまで

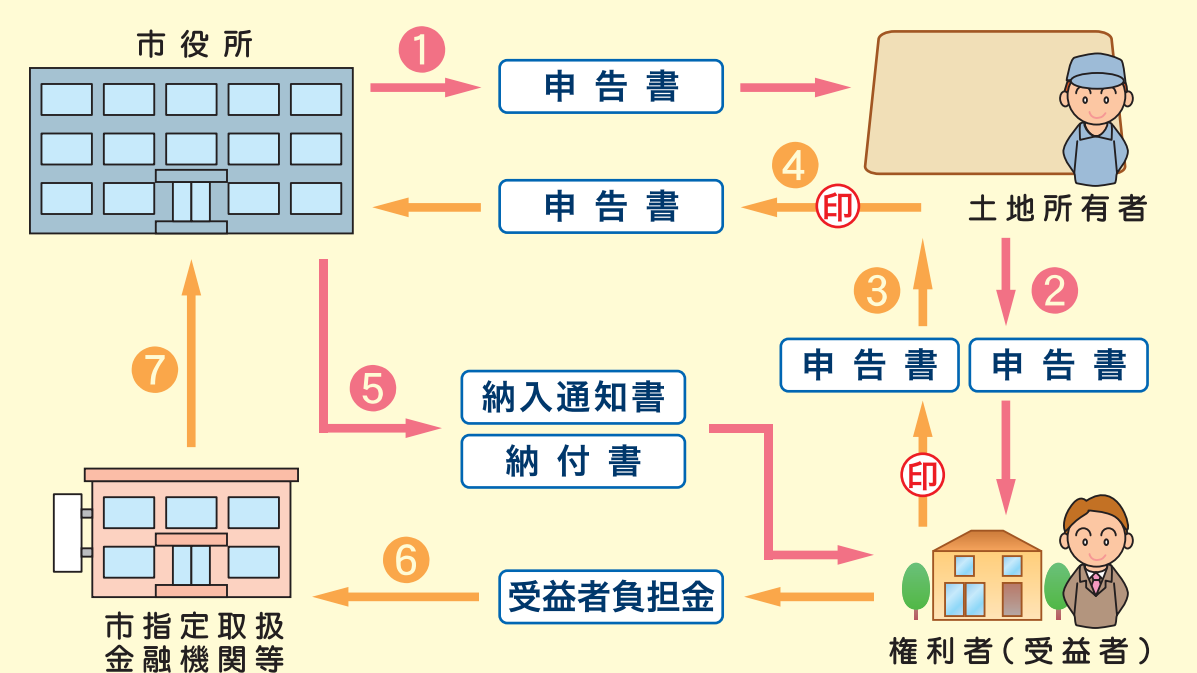
自分の土地を自分で使用している場合

<他に権利者のない場合>



自分の土地に権利者(地上権者、質権者等)がいる場合

<他に権利者のある場合>



下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

宮若都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第9条

項目	猶予期間	猶予額	備考
1 裁判上の係争中の土地	判決確定まで	全額	土地所有者、賃借権等について争っている土地
2 災害、盗難、その他の事故等により納付が困難なとき	2年以内の期間	市長が認める額	
3 田、畑、山林、原野、池沼その他これに準じる土地	5年	全額	住宅用地等、他の目的に転用するまでの間、5年ごとに更新することができる
4 自ら所有する土地で、専ら自己の居住の用に供する1区画1戸の住宅で、かつ、その面積が500平方メートルを超えている場合は500平方メートルを超える部分に相当する面積	5年	全額	5年ごとに更新することができる
5 事業所及び商業施設等において、建物敷地面積以外の空地部分に相当する面積	5年	全額	5年ごとに更新することができる
6 その他、特に市長が徴収猶予を必要があると認めたとき	市長が認定する期間	市長が認める額	

下水道事業受益者負担金減免基準

宮若都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第11条

対象となる土地等	減免率(%)	備考
1 国又は県が公共の用に供している土地	100	都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条に規定する公共施設の用地
2 国又は県が所有し、又は使用している土地	25~100	使用目的により決定
3 国又は県が公共の用に供することを予定している土地	1に準じる	
4 国又は県が所有し、又は使用することを予定している土地	2に準じる	
5 市が所有し、又は使用している土地	75	
6 市が所有し、又は使用することを予定している土地	75	
7 学校法人が設置する学校の土地	75	
8 社会福祉法人が設置する施設の土地	75	

次頁へ ➡

	対象となる土地等	減免率(%)	備考
9	宗教法人の境内地	50	宗教法人法(昭和26年法律第126号)に規定する宗教法人の境内地(神社、寺院等の境内地)
10	墓地	100	
11	公道に準じる私道	100	
12	急傾斜地等のため宅地化が困難な土地	25~100	その状況に応じて25~100の範囲内で減免率を認定する
13	公共下水道の事業費等を負担した者	市長が別に定める率	その実状に応じてその都度認定する
14	公の扶助を受けている受益者	100	生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている者(ただし、扶助期間中の期別納付額とする)
15	市内の公民館用地等	100	
16	消防団が所有し、又は使用している土地	100	
17	土地開発公社の土地	75	
18	その他特に減免の必要がある場合	市長が別に定める率	その実状に応じてその都度認定する



下水道使用料

下水道使用料・・・170円/m³

(消費税を含みません)

下水道を使用されるみなさんからは、ご家庭で使用した汚水量に応じて(従量使用料制度)下水道の使用料を支払っていただくことになります。

これが「下水道使用料」です。

ご家庭から流される生活雑排水は、下水管、ポンプ場などの下水道施設を通過して浄化センターに送られ、きれいな水にして川に流します。

これら下水道施設を維持管理していくには、多額の費用が必要となります。

そこで下水道施設を維持管理していく経費を、下水道を使用しているみなさんから下水道使用料としていただき、維持管理費にあてることとなります。

下水道使用料は、使った水の量に使用料単価を乗じて算出します。

また、井戸水使用家庭におきましては、水道メーターによる検針ができませんので、使用した水量を市が認定するようにしています。

認定水量は、1人あたり7立方メートルとし水道使用の実績を基準にして定めています。

■ 早見表 (消費税を含みません)

処理水量	使用料金	処理水量	使用料金	処理水量	使用料金	処理水量	使用料金
5m ³	850円	15	2,550	21	3,570	27	4,590
10	1,700	16	2,720	22	3,740	28	4,760
11	1,870	17	2,890	23	3,910	29	4,930
12	2,040	18	3,060	24	4,080	30	5,100
13	2,210	19	3,230	25	4,250	40	6,800
14	2,380	20	3,400	26	4,420	50	8,500



排水設備

水洗トイレおよび排水設備などの工事

公共下水道が整備され、みなさんの住んでいる地区が下水道処理区になると市が下水道の使用可能の通知(告示行為)を行います。

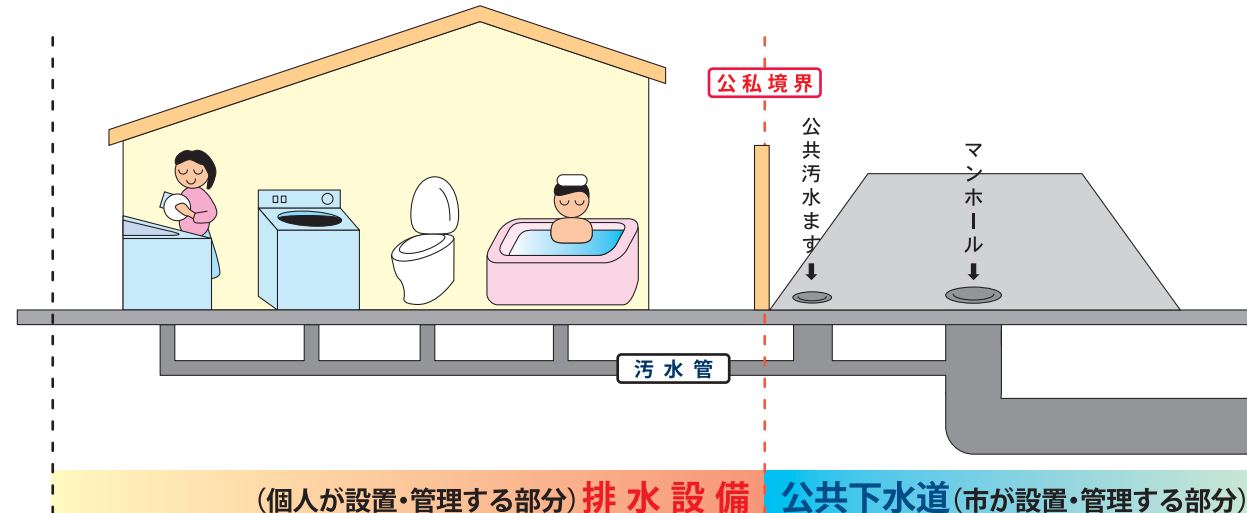
しかし、下水道を使用していただくためには次の3点をお願いすることになります。

- ① 汲み取り便所は供用開始の告示日から3年以内に水洗便所に改造していただくこととなります。(下水道法第11条の3)
- ② 台所、風呂場、その他の生活排水は、下水道本管に接続していただくこととなります。(下水道法第10条)
- ③ 合併処理浄化槽を設置している方は、浄化槽を廃止し、排水先を下水道本管に接続していただくこととなります。(下水道法第10条)

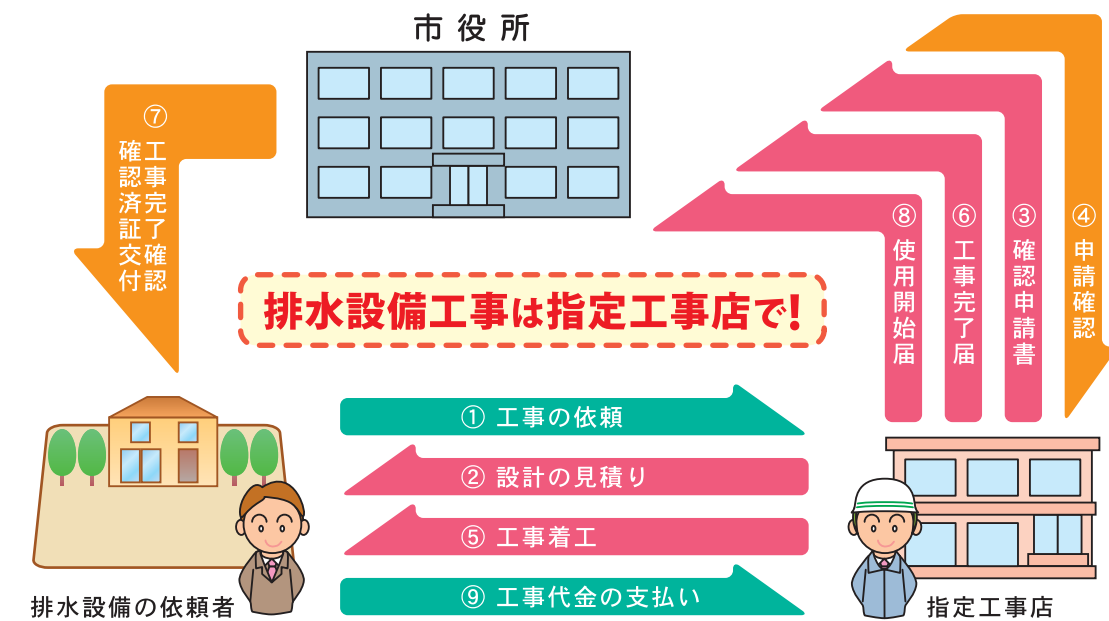
水洗トイレ及び排水設備の改造費用は、各家庭の諸事情、配管の長さなどにより改造金額が決まってきますので、個人負担をお願いすることになります。

注意 下水道処理区内では、公共下水道に接続した水洗トイレにしないと家屋を建築することができません(建築基準法第31条)。

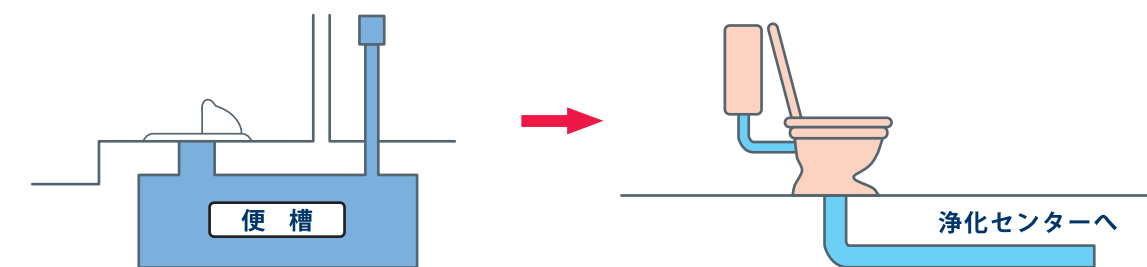
排水設備工事の例



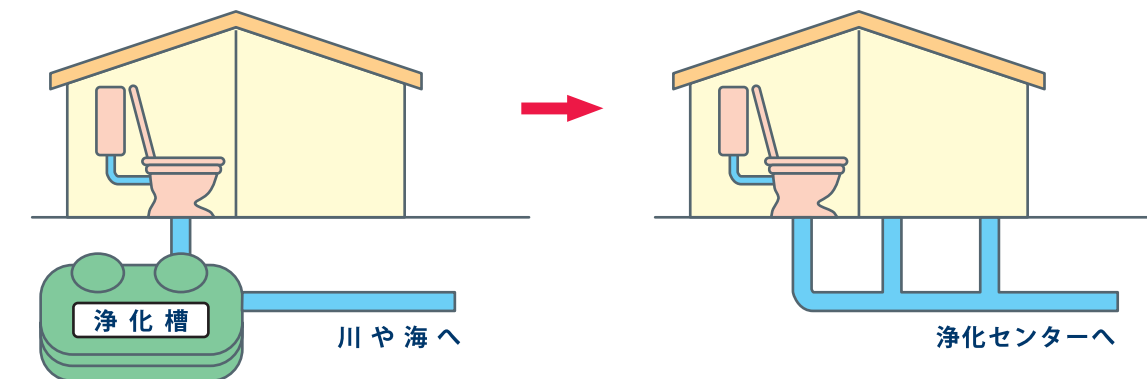
排水設備工事の手順



汲み取り便所を改造する工事



浄化槽を廃止する工事



浄化槽を廃止する方法

浄化槽の機能を廃止して清掃・消毒をした後、次の3通りの方法で行ないます。

- ① 浄化槽の一部を壊し、配管後、砂などで埋め戻す方法(一部撤去)
- ② 浄化槽を全て掘り出す方法(完全撤去)
- ③ 浄化槽内の機械を撤去し、雨水貯留や倉庫の替りとして利用する方法



水洗化の促進

市では、多くの市民の方が公共下水道へ接続し、ご利用していただけるように各家庭の排水工事について、次の2つの制度を考えています。

- ①市内の金融機関から低金利で家庭内の排水工事代金を借りれるようにし、借入額が完済した後に、利子の半分を市で支払う制度
注)貸付条件は金融機関の決定によります。

取扱金融機関

福岡銀行 <直方支店>
西日本シティ銀行 <宮田支店>
飯塚信用金庫 <宮田支店>
飯塚信用金庫 <菅牟田支店>
福岡ひびき信用金庫 <若宮支店>
直鞍農業協同組合 <宮田支所>
直鞍農業協同組合 <若宮支所>

融資額

一世帯につき 10万円以上60万円以下
(融資単位は1万円単位)

- ②自己資金で家庭内の排水工事をした場合には、1件につき2万円の補助金を支払う制度

注意 ①、②の制度の利用は、市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。また下水の処理開始の告示の日から3年以内に完了する工事であること。その他、詳しくは下水道課までおたずねください。

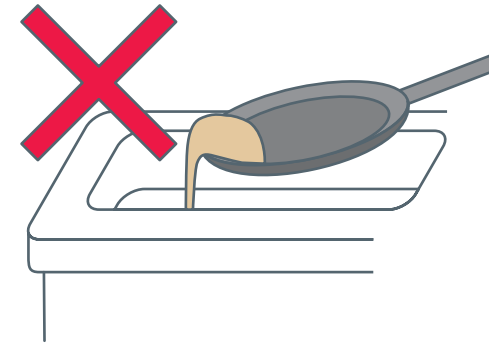


下水道を正しく使いましょう

下水道ができたからといって何でも流していいというものではありません。下水道は、美しい自然を守り、生活環境をよりよくするためにつくられたみなさんの大切な財産です。ひとりひとりがルールを守り正しく使いましょう。

台所では…

食べ残しや廃油など流さないでください。



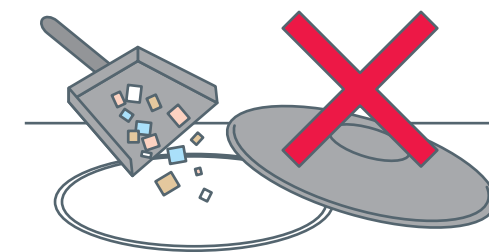
水洗トイレでは…

トイレットペーパー以外のものを流すと、つまりなどの原因になりますので異物は流さないでください。



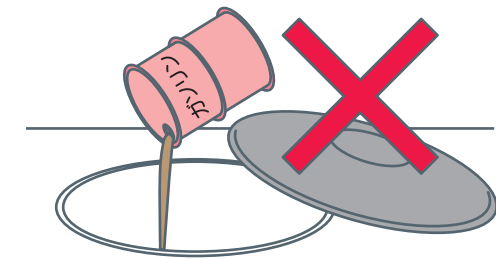
マンホールには…

土砂や木片などのごみを捨てないでください。また、危険ですのでマンホールを絶対に開けないでください。



下水道には…

ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など危険物は浄化センターの汚水処理に支障をきたすだけでなく、爆発する場合がありますので絶対に流さないでください。



宅地内の排水設備の管理はみなさんで

快適な生活をするための水洗化ですが、使用上の注意をおこたると故障をおこしたり、設備の寿命を縮めたりします。また、今日のように人件費が高くなりますと、簡単な修理でも思わぬ費用がかかりますので、故障をおこさないよう日頃の管理を行ない正しく使用してください。

雨水を下水道に流すと汚水があふれますので絶対に流さないでください。